## 旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一七六三号　平成十七年九月二十一日

㈡　商号　株式会社ＪＴＢ東海

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ＪＴＢ東海　名古屋市中村区名駅一丁目一番四号　代表取締役　永島　寛

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社　名古屋市中村区名駅一丁目一番四号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十八年二月十七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成三十年四月六日

四、当協会に預託した保証金等額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成三十年七月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

## 旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一七六八号　平成十七年十月十八日

㈡　商号　株式会社ＪＴＢ西日本

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ＪＴＢ西日本　大阪市中央区久太郎町二丁目一番二五号　代表取締役　光山　清秀

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　大阪市中央区久太郎町二丁目一番二五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十八年二月十七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成三十年四月三日

四、当協会に預託した保証金等額　九百五十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億五千万円及び九百五十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成三十年七月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

## 旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一七六九号　平成十七年十月十八日

㈡　商号　株式会社ＪＴＢ中国四国

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ＪＴＢ中国四国　広島市中区紙屋町二丁目一番二二号　代表取締役　大小田　博之

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業部　広島市中区紙屋町二丁目一番二二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十八年二月十七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成三十年四月三日

四、当協会に預託した保証金等額　九百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億二千万円及び九百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成三十年七月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

## 旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一七七〇号　平成十七年十月十八日

㈡　商号　株式会社ＪＴＢ九州

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ＪＴＢ九州　福岡市中央区長浜一丁目一番三五号　代表取締役　吉田　和吉

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　福岡市中央区長浜一丁目一番三五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十八年二月十七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成三十年四月十一日

四、当協会に預託した保証金等額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億四千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成三十年七月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己